

# 大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

## 令和4年度から保険料率が変わります

### 1. 令和4年度からの保険料率について

|                                          |   |                                            |   |                                                     |
|------------------------------------------|---|--------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------|
| 令和4・5年度<br><b>保険料（年額）</b><br>（年間限度額66万円） | = | <b>均等割額</b><br>被保険者1人当たり<br><b>54,461円</b> | + | <b>所得割額</b><br>賦課のもととなる所得金額※<br>×所得割率 <b>11.12%</b> |
| 令和2・3年度<br>（年間限度額64万円）                   |   | 54,111円                                    |   | 所得割率 10.52%                                         |

※ 賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等（前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額）から、地方税法第314条の2第2項に定める基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）

### 2. 保険料の軽減について

世帯の所得水準に応じて保険料の**均等割額（54,461円）**が軽減されます。

| 軽減割合      | 軽減後の均等割額（年額）   | 所得の判定区分<br>（同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）                  |
|-----------|----------------|---------------------------------------------------------|
| <b>7割</b> | <b>16,338円</b> | 【基礎控除額（43万円）<br>+10万円×（給与所得者等の数－1）】を超えないとき              |
| <b>5割</b> | <b>27,230円</b> | 【基礎控除額（43万円）+28万5千円×被保険者数<br>+10万円×（給与所得者等の数－1）】を超えないとき |
| <b>2割</b> | <b>43,568円</b> | 【基礎控除額（43万円）+52万×被保険者数<br>+10万円×（給与所得者等の数－1）】を超えないとき    |

※ 波線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等（次の（1）～（3）のいずれかに該当する方）が2人以上いる場合に計算します。

- （1）給与等の収入金額が55万円を超える方
- （2）65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- （3）65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※ 軽減の判定は、4月1日（4月2日以降に加入した場合は加入日）の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※ 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※ 当分の間、年金収入につき公的年金等控除額（65歳以上である方に係るものに限る。）の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得額を用いて軽減判定します。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

※ 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当面の間、**所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減**されます。

なお、上記の7割軽減に該当する方については、7割軽減が適用されます。

### 健康診査を受けましょう

健康診査では、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）等のチェックができますので、現在、生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。

被保険者には毎年4月下旬に、また、新たに75歳になられた方には誕生月の翌月に受診券を送付します。

なお、人間ドックを受診された方は、健康診査を受ける必要はありません。

対象者：本広域連合の被保険者（注）

受診方法：被保険者証と受診券を提示

受診費用：無料

受診期間：受診券を受け取られたとき～当該年度の3月31日（年度中1回）

### 歯科健康診査を受けましょう

歯科健康診査では「歯」だけでなく、「お口の機能」を含めて検査をしていますので、義歯（入れ歯）を使用中の方も積極的に受診してください。

対象者：本広域連合の被保険者（注）

受診方法：被保険者証  
（受診券はありません）

受診費用：無料

受診期間：4月1日～  
当該年度の3月31日（年度中1回）

（注）障害者支援施設・介護保険施設等に入所の方や、病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方等は対象外です。

受診時の注意や受診できる医療機関など、詳しくは広域連合から送付しておりますパンフレット、実施登録医療機関リスト（歯科健康診査は、実施登録歯科医院リスト）等をご覧ください。

### 大阪府警察からのお知らせ

#### 「ストップ！ATMでの携帯電話」運動にご協力ください！

「ストップ！ATMでの携帯電話」運動とは・・・

- ATM利用時には携帯電話で通話しないこと！
  - 携帯電話で通話しながらATMを操作している高齢者がいれば声を掛けて通話を止めること！
- この2点を定着させ、還付金詐欺の被害を防ぐ運動です。



高齢者  
+携帯電話で通話  
+ATMの操作  
＝詐欺  
声かけ！通報を！

**ATMでの携帯電話の通話は、  
しない、させない！**

**あなたのご協力で被害を防ぐことができます！**

### お問い合わせ先

- 大阪府後期高齢者医療広域連合 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル8階
- 資格管理課 Tel 06-4790-2028（保険料に関すること等）
- 給付課 Tel 06-4790-2031（健康診査、歯科健診に関すること等）
- 総務企画課 Tel 06-4790-2029（事務局庶務に関すること等）
- FAX 06-4790-2030（各課共通）
- ホームページ <http://www.kouikirengo-osaka.jp/>

### ●お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口

## 保険料算定例（令和4・5年度）

実際に負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。

新しい保険料額等については、前年分の所得が確定した後、7月中旬頃に通知書を郵送します。

### 単身世帯（収入は年金のみ）の場合

| 年金収入額     |              | 153万円   | 168万円   | 196.5万円 | 220万円    | 300万円    |
|-----------|--------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 所得額       |              | 43万円    | 58万円    | 86.5万円  | 110万円    | 190万円    |
| 所得割額      | 賦課のもととなる所得金額 | 0円      | 15万円    | 43.5万円  | 67万円     | 147万円    |
|           | 所得割額 ①       | 0円      | 16,680円 | 48,372円 | 74,504円  | 163,464円 |
| 均等割額      | 軽減割合         | 7割軽減    |         | 5割軽減    | 2割軽減     |          |
|           | 軽減後の均等割額 ②   | 16,338円 | 16,338円 | 27,230円 | 43,568円  | 54,461円  |
| 保険料総額 ①+② |              | 16,338円 | 33,018円 | 75,602円 | 118,072円 | 217,925円 |

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

### 後期高齢者夫婦二人世帯（収入は年金のみ）の場合

- 妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。

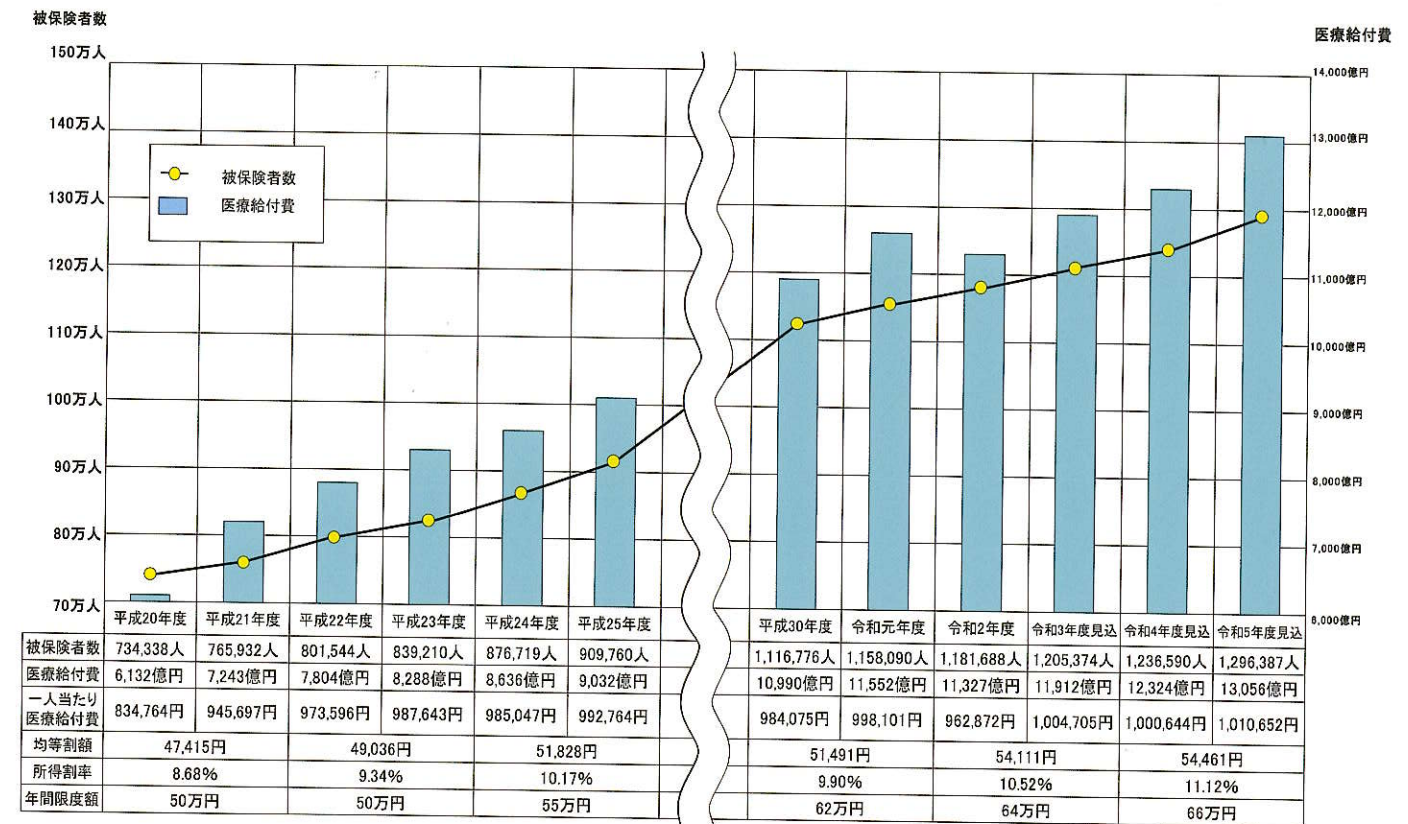
| 年金収入額     |              | 夫    | 153万円   | 168万円   | 225万円    | 272万円    | 300万円    |
|-----------|--------------|------|---------|---------|----------|----------|----------|
|           |              | 妻    | 78万円    | 78万円    | 78万円     | 78万円     | 78万円     |
| 所得額       |              | 夫    | 43万円    | 58万円    | 115万円    | 162万円    | 190万円    |
|           |              | 妻    | 0円      | 0円      | 0円       | 0円       | 0円       |
| 所得割額      | 賦課のもととなる所得金額 | 夫    | 0円      | 15万円    | 72万円     | 119万円    | 147万円    |
|           |              | 妻    | 0円      | 0円      | 0円       | 0円       | 0円       |
| 所得割額      | 所得割額 ①       | 夫    | 0円      | 16,680円 | 80,064円  | 132,328円 | 163,464円 |
|           |              | 妻    | 0円      | 0円      | 0円       | 0円       | 0円       |
| 均等割額      | 軽減割合         | 7割軽減 |         | 5割軽減    |          | 2割軽減     |          |
|           | 軽減後の均等割額 ②   | 夫    | 16,338円 | 16,338円 | 27,230円  | 43,568円  | 54,461円  |
|           |              | 妻    | 16,338円 | 16,338円 | 27,230円  | 43,568円  | 54,461円  |
| 保険料総額 ①+② |              | 夫    | 16,338円 | 33,018円 | 107,294円 | 175,896円 | 217,925円 |
|           |              | 妻    | 16,338円 | 16,338円 | 27,230円  | 43,568円  | 54,461円  |
|           |              | 計    | 32,676円 | 49,356円 | 134,524円 | 219,464円 | 272,386円 |

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

## 大阪府後期高齢者医療保険料の改定状況について

75歳以上の方々の医療を国民みんなで支えるため、医療にかかる費用のうち、窓口負担を除く分の約5割を公費、約4割を現役世代（75歳未満）からの支援金、約1割を被保険者からの保険料によって負担します。

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により2年ごとに改定することとなっています。



### 年間限度額の引き上げについて

医療給付費の伸び等によって保険料負担が増加するなか、受益と負担の関連、中間所得者層の負担とのバランス等を考慮し、限度額の見直しを行いました。限度額を64万円から66万円に引き上げることで所得割率の伸びを緩和し、より負担能力に応じた仕組みとしました。

